

バイオマスマーク事業 諸規程改定についての説明会

東京会場（オンライン併用）

2025年11月28日 14時00分～16時10分

東京都中央区新川2-6-16

馬事畜産会館 2階 会議室

大阪会場（オンライン併用）

2025年12月3日 13時30分～15時40分

大阪府大阪市住之江区南港北2丁目1-10

ATCビル ITM棟11階西側

おおさかATCグリーンエコプラザ セミナールーム



バイオマスマーク

プログラム（東京）

- 14:00～14:05 開会の挨拶
- 14:05～15:35 諸規程改定案の説明・改定のポイント
- 15:35～16:05 質疑応答
- 16:05～16:10 閉会

諸規程改定の説明・改定のポイント
12月5日（金）以降に録画映像を公開予定

プログラム（大阪）

- 13:30～13:35 開会の挨拶
- 13:35～15:05 諸規程改定案の説明・改定のポイント
- 15:05～15:35 質疑応答
- 15:35～15:40 閉会

見直しの背景及び目的

- ・ 消費者に正しく認定商品の情報を伝える
- ・ 事業者 zu 公平な制度とする
- ・ 事業者が運用しやすい制度とする
- ・ 審査基準を明確にする

⇒ バイオマスマーク諸規程の全面改定
申請様式の記載内容の変更
バイオマスマーク表示ガイドの変更

バイオマスマーク認定申請から使用の流れ

- ① 申請事業者は、バイオマスマーク認定申請書類を事務局へ提出
(様式1、様式2、様式3、添付書類)
- ② 事務局は、バイオマスマーク認定申請書類を審査委員会へ送付
- ③ 審査委員会は、バイオマスマーク認定申請書類を審査し、可否を判定
- ④ 協会は、合格した申請商品を認定商品として、バイオマスマーク認定番号等を発行
- ⑤ 協会と認定事業者はバイオマスマーク使用契約を締結
- ⑥ 協会は使用契約者にバイオマスマークを供与
- ⑦ 使用契約者は事務局にバイオマスマークの表示案を提出
- ⑧ 事務局はバイオマスマーク使用を了承
- ⑨ 使用契約者は認定商品へのバイオマスマークの使用を開始

バイオマスマーク事業諸規程改定のポイント

2026年6月1日発効

■見直し事項

1. 規程に記載している用語の整理、変更
2. 申請商品名、申請時の使用部位の記載方法の変更
3. 申請商品の範囲の整理
4. 安全性、品質、機能性に関する考え方、安全性確認資料の整理
5. バイオマスマーク認定申請書に添付する資料の整理
6. 変更審査料の改定、変更審査内容の整理
7. バイオマスマークの表示と販売品の管理
8. バイオマスマーク認定商品の併用
9. バイオマスマーク表示ガイドの改定

バイオマスマーク事業諸規程案

バイオマスマーク事業実施要領

バイオマスマーク事業実施細則

別添 1 バイオマスマーク認定申請書類作成にあたっての留意事項

別添 2 バイオマスマーク使用の手引き

別添 3 バイオマスマーク認定商品の併用に係る手引き

バイオマスマーク表示ガイド

様式 1 バイオマスマーク認定申請書

様式 2 バイオマスマーク認定商品原料構成表

様式 3 バイオマス度計算書

様式 4 バイオマスマーク認定商品変更申請書

様式 5 バイオマスマーク担当者変更届

様式 6 バイオマスマーク使用契約者変更届

様式 7 バイオマスマーク使用契約び終了届

様式 8 バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書（バイオマスマーク使用契約者）

様式 9 バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書（バイオマスマーク認定商品利用者）

様式 10 普及啓発用バイオマスマーク使用願

1. 規程に記載している用語の整理、変更

赤字にて注意点、新しく追加した用語を記載

用語	説明
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの
協会	一般社団法人日本有機資源協会
バイオマスマーク	協会の登録商標
表示バイオマス度	バイオマスマークに表示するバイオマス度 5%刻みで切り捨てた10から100までの数字
申請事業者	バイオマスマーク（ 標章及び文言 ）の使用を申請する者
認定事業者	バイオマスマークの認定を受けた事業者
使用契約者	バイオマスマーク使用契約を協会と締結した認定事業者
事務局	事業の適正な運営を図るため協会に設置された部門
運営委員会	事業の円滑な運営をするための協会が設置した諮問機関
審査委員会	バイオマスマーク認定を審査するために協会が設置した諮問機関
バイオマス度	申請商品に含まれるバイオマスの割合

1. 規程に記載している用語の整理、変更

用語	説明
許諾	審査によって協会がバイオマスマークの使用を認めること
承諾	使用契約者がバイオマスマーク認定商品やバイオマスマークの二次利用を認めること
承認	変更申請の内容を審査委員会で認めること
了承	表示案の確認後、事務局がその表示を認めること
供与	バイオマスマークを使用契約者に渡すこと 普及啓発用バイオマスマークを申請者に渡すこと
合否判定、合格	審査委員会での判定
認定	協会がバイオマスマークの使用を許諾
バイオマスマークのデータ	協会が使用契約者に渡すバイオマスマークのロゴの電子ファイル
表示案	バイオマスマークを表示する印刷物の印刷前のデータ、メディアなどへの公開前の掲載案
販売品	日本国内で流通・使用するバイオマスマーク認定商品

2. 申請商品名、使用部位の記載方法の変更 ～申請商品名～

バイオマスに由来する原材料を使用する**商品全体**あるいは**商品の一部分**を対象として、「バイオマスマーク」の使用を許諾する。〔実施要領第1〕

申請商品が**商品の一部分**の場合は、該当部分を反映した名称を**申請商品名**として記入する。〔別添1－1 申請商品名〕

■ 申請商品が商品の一部分の申請商品名の例

- | | | |
|------------------------|---|----------|
| ・ 積層フィルムの間層層のみの場合 | → | フィルムの間層層 |
| ・ 蓋と本体で構成されたカップの蓋のみの場合 | → | カップの蓋 |
| ・ 包丁の柄の部分のみの場合 | → | 包丁の柄 |

2. 申請商品名、使用部位の記載方法の変更 ～申請商品名～

様式 1 (現行)

商 品 名		
型 式		
----- 途中省略 -----		
申 請 商 品 の 説 明		
	使用部位	
	バイオマス度	(重量当たり% 小数第2位以下切捨て)

申請商品の説明欄の
使用部位の記載は
改定後、不要

様式 1 (改定案)

申請商品名			
申請商品の 用途、分類 (大分類)	☐ 日用品 ☐ 物流・包装 ☐ 農林・水産 ☐ インキ・塗料 ☐ 燃料	☐ 事務用品 ☐ 容器 ☐ 情報・通信 ☐ 化学製品・化学薬品 ☐ その他	☐ 繊維（紡織） ☐ 土木・建築 ☐ その他成形・成型品 ☐ 樹脂
申請商品の 用途、分類 (小分類)	(別紙から記号で選ぶ。当協会のホームページに掲載希望の小分類は記号の前に●をつける(最大5個)) ☐ 該当なし ()		
販 売 名			
型式・品番			

使用部位の記入欄 削除

2. 申請商品名、使用部位の記載方法の変更 ～販売名、型式・品番～

- ・ 申請事業者自身が申請商品を販売する際の名称（販売名）
型式・品番を記入する。
- ・ 商品の一部分を申請商品とする場合、
申請商品が組み込まれる申請事業者自身の販売品、の名称を記入する。
- ・ 販売名が複数ある場合は販売名、型番・品番について別表を作成し、
申請書に添付する。

[別添 1 － 1 申請商品名]

様式 1 （改定案）

申請商品名	
申請商品の 用途、分類 (大分類)	☐ 日用品 ☐ 事務用品 ☐ 繊維（紡織） ☐ 物流・包装 ☐ 容器 ☐ 土木・建築 ☐ 農林・水産 ☐ 情報・通信 ☐ その他成形・成型品 ☐ インキ・塗料 ☐ 化学製品・化学薬品 ☐ 樹脂 ☐ 燃料 ☐ その他
申請商品の 用途、分類 (小分類)	（別紙から記号で選ぶ。当協会のホームページに掲載希望の小分類は記号の前に●をつける(最大5個)） ☐ 該当なし（ ）
販 売 名	
型式・品番	

2. 申請商品名、使用部位の記載方法の変更 ～OEM供給する販売品の情報～

- ・ 申請事業者以外が申請商品そのものの名称を変えて販売する（OEMという）際の、販売者名、名称（販売名）、型式・品番を記入する。
- ・ 申請時点で未定の場合、記載不要。
- ・ 認定後にOEM供給する場合は変更申請を行う。
- ・ 販売者等が複数ある場合は販売名、型番・品番について別表を作成

[別添 1－1 OEM供給する販売品の情報]

様式 1（改定案）

申請商品		OEM先の商品		
申請日(西暦)	2026年 6月 1日	申請事業者以外が申請商品を販売する ☒ 予定あり ☐ 予定なし ☐ 未定		
ふりがな	しんかわわさんぎょうかぶしきがいしゃ			
申請事業者	新川和産業株式会社			
申請商品名	弁当箱の容器	OEM供給する販売品の情報	販売者・販売名	JORA 通販株式会社 弁当箱 A
販売名	平皿、深皿（白）、深皿（黒）		型式・品番	A-200-15
型式・品番	H-200-15、H250-20、FW-150-80、FB-150-80			

3. 申請商品の範囲の整理 ～申請できないもの～

申請できないものに**医薬部外品、化粧品、農薬**も追加した。

[実施要領第4 3]

<理由>

消費者が効果・効能で購買の判断とする商品である。

バイオマスマークを表示することで判断を誤らせる懸念がある。

3. 申請商品の範囲の整理 ～ 1 件の申請範囲～

- ・ 1 件の申請の範囲に、「**石油由来の主原料**が同じ」という条件を追加
- ・ 「同一目的」という規定を削除 [実施細則第 5]

1 件で申請できる範囲の比較

現行 [実施細則第 4]	改定案 [実施細則第 5]
サイズ違い デザイン違い	サイズ違い デザイン違い 色違い 形状違い
バイオマス原材料が同じ	バイオマス原材料が同じ
×	石油由来の主原料が同じ
表示バイオマス度が同じ	表示バイオマス度が同じ
同一目的	×

例
PEフィルム
PPフィルム
は別申請

3. 申請商品の範囲の整理 ～申請商品の用途、分類の追加～

- ・ 申請時に申請商品の分類を明確にする
- ・ 申請商品の分類（大分類）の選択肢の拡大
- ・ 申請商品の分類（小分類）の設定
 - 選択した用途（小分類）は協会ウェブサイトのバイオマスマーク認定商品検索に利用する。
 - 小分類が多数の場合は記号の前に●印をつける（最大5個）
その5個をウェブサイトを利用

[別添 1－1 申請商品の用途、分類（大分類）、申請商品の用途、分類（小分類）]

3. 申請商品の範囲の整理 ～申請商品の用途、分類の追加～

申請商品の分類（大分類）の選択肢の拡大

様式 1（現行）

主 な 用 途	☐ 日用品	☐ 事務用品	☐ 繊維
	☐ 物流・包装	☐ 土木・建築	☐ 農林・漁業
	☐ 情報・通信	☐ その他（資材等）	

8 分類

様式 1（改定案）

申請商品名			
申請商品の 用途、分類 (大分類)	☐ 日用品 ☐ 物流・包装 ☐ 農林・水産 ☐ インキ・塗料 ☐ 燃料	☐ 事務用品 ☐ 容器 ☐ 情報・通信 ☐ 化学製品・化学薬品 ☐ その他	☐ 繊維（紡織） ☐ 土木・建築 ☐ その他成形・成型品 ☐ 樹脂
申請商品の 用途、分類 (小分類)	（別紙から記号で選ぶ。当協会のホームページに掲載希望の小分類は記号の前に●をつける(最大5個)） ☐ 該当なし（ ）		
販 売 名			
型式・品番			

14 分類

小分類

3. 申請商品の範囲の整理 ～申請商品の用途、分類の追加～

日本有機資源協会のウェブサイト



一般社団法人日本有機資源協会
Japan Organics Recycling Association

[協会概要](#)・
 [活動内容](#)・
 [バイオマスマーク](#)・
 [人材育成事業](#)
[お問い合わせ](#)

バイオマスマーク認定商品

バイオマスマーク認定商品合計数：**2110**

[大分類から検索](#)
[日用品](#)
[事務用品](#)
[繊維\(紡織\)](#)
[物流・包装](#)
[容器](#)
[土木・建築](#)
[農林・水産](#)
[情報・通信](#)
[その他成形・成型品](#)
[インキ・塗料](#)
[燃料](#)
[樹脂](#)
[化学製品・化学薬品](#)
[その他](#)

認定商品の検索

認定商品名

認定事業者名

認定番号

表示バイオマス度
[選択してください](#)

商品分類

フリーワード

[検索する](#)

バイオマスマーク認定商品分類

日用品	事務用品	繊維(紡織)	物流・包装
飲食器・キッチン用品(170) 住生活用品・家具(170) 家庭用繊維製品(32) 服飾用品・装身具(35) レジャー用品(27) 玩具(15) 日用品その他(68)	文具(50) 事務用品 その他(27)	繊維(18) 不織布(44) 繊維 その他(5)	ポリ袋(一般) (406) レジ袋(250) ごみ袋(148) 袋(113) 食品・飲料包装資材(130) 包装資材(417) 物流・包装 その他(50)

 容器 食品・飲料容器(142) 容器(71) 容器 その他(19)	 土木・建築 土木資材(40) 建築資材(65) 土木・建築 その他(13)	 農林・水産 農業資材(27) 林業資材(2) 水産資材(5) 農林・水産 その他(4)	 情報・通信 電子・通信機器部品(8) 電子・通信関連商品(14) 情報・通信 その他(4)
 その他成形・成型品 工業・生産用設備機器(13)	 インキ・塗料 インキ(274)	 燃料 燃料(1)	 樹脂 樹脂・レジン(171)

大分類

小分類

3. 申請商品の範囲の整理 ～申請商品の用途、分類の追加～

申請商品の分類（小分類）の設定

様式1 別紙 申請商品の用途一覧

作成日:2025/10/23

一般社団法人日本有機資源協会

大分類	小分類番号	小分類	具体的な用途例（一部使用も含む）
日用品	A01	飲食器・キッチン用品	調理用品、飲食器、食卓用品、はし、スプーン、フォーク、ストロー、キッチンペーパー、スポンジ ※食品に接触するものは食品衛生法適合を示す書面の提出が必要です。
	A02	住生活用品・家具	風呂場用品、歯ブラシ、ブラシ、ハンガー、アメニティ用品、スリッパ、掃除用品、園芸用品、防災用品、ペット用品、棚、机、ソファ、ベット、椅子、照明器具、畜冷剤、雑貨 ※歯ブラシは厚生省告示第370号試験成績書（写し）の提出が必要です。
	A03	家庭用繊維製品	畳、寝具、敷物、座布団・椅子カバー、クッション、カーテン、タオル、おしぼり
	A04	服飾用品・装身具	衣服、レインコート、帽子、手袋、履物、スリッパ、靴、傘、杖、扇子、服飾用小物、服飾用品
	A05	レジャー用品	レジャー用品、アウトドア用品、スポーツ用品
	A06	玩具	玩具、楽器 ※関連する法令・規格に適合している根拠となる確認資料の提出が必要になる場合があります。
	A99	日用品その他	上記以外 日用品その他
事務用品	B01	文具	筆記具、定規、手帳のカバー、事務用のり、粘着テープ、消しゴム、クリップ、写真用品、書道用品、絵画用品、彫刻用品、ファイル、封筒
	B99	事務用品 その他	上記以外 事務用品その他

3. 申請商品の範囲の整理 ～申請商品の用途、分類の追加～

申請商品の分類（小分類）の設定

申請商品が「皿」の場合

大分類	小分類番号	小分類	具体的な用途例（一部使用も含む）
日用品	A01	飲食器・キッチン用品	調理用品、飲食器、食卓用品、はし、スプーン、フォーク、ストロー、キッチンペーパー、スポンジ ※食品に接触するものは食品衛生法適合を示す書面の提出が必要です。
	A02	住生活用品・家具	風呂場用品、歯ブラシ、ブラシ、ハンガー、アメニティ用品、スリッパ、掃除用品、照明器具、畜冷

大分類が日用品、小分類が飲食器・キッチン用品に該当し、小分類番号は A01 を様式 1 に記入

※歯ブラシは厚生省告示第370号試験成績書（写し）の提出が必要です。

申請商品が「レジ袋」の場合

物流・包装	D01	ポリ袋（一般）	ポリエチレン製袋、ポリプロピレン製袋 ※食品に接触するものは食品衛生法適合を示す書面の提出が必要です。
	D02	レジ袋	※食品に接触するものは食品衛生法適合を示す書面の提出が必要です。
	D03	ごみ袋	
	D04	袋	上記以外の用途および材質の袋（保冷バッグ等）
	D05	食品・飲料包装資材	フィルム、セロファン、ラベル ※食品に接触するものは食品衛生法適合を示す書面の提出が必要です。
			不織布、ガムテープ、粘着テープ、バンド、紐、緩衝材
	D99	物流・包装 その他	上記以外 物流・包装 その他

大分類が物流・包装、小分類がレジ袋に該当し、小分類番号は D02 を様式 1 に記入

4. 安全性、品質、機能性に関する考え方、 安全性確認資料の整理

- ・ 申請商品の安全性、品質、機能性は申請事業者の責任とする [実施細則第5 3]
- ・ 申請商品の安全性について関連する法令への適合を表明する
[別添1－1 申請商品の法令等に関する表明]
- ・ 申請に係る誓約書を提出する [様式1 別添]
 - 内容 虚偽が無いこと
 - 関係法令に違反がないこと
 - 安全性、品質が確認された商品であること
 - CO₂削減効果や機能性は申請事業者の責任とする
- ・ 申請書類に虚偽の記載、関係法令違反等は認定を取り消す
[実施細則第16]

4. 安全性、品質、機能性に関する考え方、 安全性確認資料の整理

様式 1（改定案）

申請商品の 法令等に関 する表明	申請商品または申請商品を組み込んだ商品につ いて、適合すべき安全性に関連する法令が (ある場合は適合すべき法令等の法令欄を確認)	☐ ある ☐ ない
	申請商品または申請商品を組み込んだ商品につ いて、安全性に関連する法令等	☐ 適合している ☐ 適合していない

申請事業者が申請商品の安全性を確認していることを表明する
チェック欄を追加

4. 安全性、品質、機能性に関する考え方、 安全性確認資料の整理

様式 1 (改定案)

申請商品が 適合すべき 法令等	申請商品	法令等
	食品用器具および包装 資材	☐ 食品衛生法
	防災物品	☐ 消防法（防災）
	インキ	☐ 印刷インキ工業会 NL 規制
	玩具	☐ 食品衛生法 ☐ 玩具安全(ST)基準（ST 番号 ）
	医療機器	☐ 薬機法（認証番号 ）
	日用品・雑貨	☐ 家庭用品品質表示法
	合成樹脂（ペレット）	☐ 食品衛生法
	その他（ ）	（ ）

申請商品が適合すべき法令をチェック
該当する法令が無い場合は、その他の欄に記載

4. 安全性、品質、機能性に関する考え方、 安全性確認資料の整理

- ・ 機能性、生分解性は審査から除外
- ・ 現行の実施細則第4 2 添付資料（2）の「特別な機能を表示する場合は、その機能を証明する資料」を削除

様式2（現行） 新様式2からは削除

食品に接触する商品 としての使用	☐ 使用する（確認資料名 ） ☐ 使用しない
生 分 解 性	☐ 表示する（確認資料名 ） ☐ 表示しない
防 炎 機 能	☐ 表示する（確認資料名 ） ☐ 表示しない
抗 菌 機 能	☐ 表示する（確認資料名 ） ☐ 表示しない
そ の 他 の 機 能 ()	☐ 表示する（確認資料名 ） ☐ 表示しない

様式1の
法令欄へ
移動

改定案から
削除

5. バイオマスマーク認定申請書に添付する資料の整理

添付書類 [実施細則第4-2、別添1-1 添付書類]

(1) SDS (安全データシート)

- ・ 原材料のSDS
- ・ **申請商品のSDS** (SDS交付対象の申請商品の場合)

いずれも**最新版**を提出

(2) バイオマス割合証明書

- ・ 現行通り

(3) 商品の品質表示や安全性を示す資料

- ・ 防災物品の場合、**日本防災協会が発行する証明書**の写し
- ・ インキの場合、**印刷インキに関する自主規制** (NL規制)
- ・ 日用品、雑貨の場合、**家庭用品品質表示法の表示部分の写真**
発売前の商品は試験結果等を提出する (耐熱、耐冷温度など)

自主規制については該当する場合に提出
開発段階の申請でも法令への適合確認資料の提出は必要

5. バイオマスマーク認定申請書に添付する資料の整理

添付書類 [実施細則第4 2、別添1－1 添付書類]

(4) 厚生省告示370号の成績書、

食品衛生法ポジティブリスト適合証明書等

- ・ 食品用途の申請商品の厚生省告示370号試験成績書の提出は現行通り
- ・ 食品衛生法のポジティブリスト制度施行により申請商品または原材料がポジティブリスト制度に適合であることの宣言書、またはJ C I I 確認証明書

(5) 製造事業者または使用契約者の申請承諾書

- ・ 現行通り

(6) その他

- ・ 事務局の事前確認や審査委員会で原材料に関する追加情報や安全性試験結果などを求める場合あり

5. バイオマスマーク認定申請書に添付する資料の整理

様式 1（改定案）

添付書類	☐ 原材料の SDS ☐ 申請商品の SDS ☐ バイオマス割合証明書 ☐ 申請商品の厚生省告示第 370 号試験成績書の写し ☐ 食品衛生法のポジティブリスト制度適合を確認できる書面 ☐ JCH 確認証明書 ☐ 日本防災協会が発行する証明書の写し ☐ 印刷インキに関する自主規制（NL 規制） ☐ 家庭用品品質表示法に基づく商品の表示の写真または試験結果 ☐ その他（ ）
------	--

提出する添付資料をチェック
 生分解性、機能性の確認書面は削除

6. 変更審査料の改定、変更審査内容の整理

- 変更した認定商品の発売から **6 か月以内** に変更申請を提出 [実施細則第 13]
(変更申請できる範囲は実施細則第 5 の範囲内)
- 変更審査料の改定 [実施細則第 18]
10,000 円 (税抜) → 15,000 円 (税抜)
- 変更審査料が **必要** な内容 [実施細則第 13]
 - (1) 原材料の変更または追加
 - (2) 原材料の重量%の変更
 - (3) 表示バイオマス度の範囲内での認定バイオマス度の変更または追加
 - (4) 認定商品の変更・追加に伴う適合すべき法令等の変更または追加
 - (5) 用途 (大分類・小分類) の変更または追加
- 変更審査料が **不要** な内容 [実施細則第 13]
 - (6) 製造工場の変更または追加
 - (7) 認定商品名の変更
 - (8) 原材料や配合の変更を伴わない販売名、型式・品番の変更または追加
 - (9) **OEM供給する場合** の販売者・販売名、型式・品番の変更または追加

7. バイオマスマークの表示と販売品の管理 ～表示～

この説明会でのみ、“使用契約者がバイオマスマーク認定商品を提供した先の者のバイオマスマークの使用”を「二次利用」と言います
(諸規程本文では「二次利用」という表現を使用していません)

パターン	使用契約者が 取得した バイオマスマーク	使用契約者以外が バイオマスマーク を使用	二次使用の例
①		商品の一部に認定商品 を使用する 例：食品用包材	
②		認定商品そのものを 使用契約者以外が 販売名等を変えて販売 する (OEM)	

7. バイオマスマークの表示と販売品の管理 ～表示～

- ・ 使用契約者は認定商品やその広告・宣伝等にバイオマスマークを表示可
バイオマス度、認定番号必須
- ・ 使用契約者の管理責任の下、二次利用可能

[実施細則第10、別添2第31]

7. バイオマスマークの表示と販売品の管理 ～販売品の管理～

- ・ 二次利用のバイオマスマークの表示案は**使用契約者を通して**事務局に提示
- ・ 表示案確認メールを事務局に送信する際、**使用契約者がcc**に入っていれば良い（使用契約者の管理責任の下であると判断する）

[実施細則第10、別添2第3 1]

<目的>

- ・ バイオマスマークが表示されている販売品を事務局で把握する
- ・ 使用契約者の把握していないバイオマスマークの使用を防止する

<事務局での管理方法>

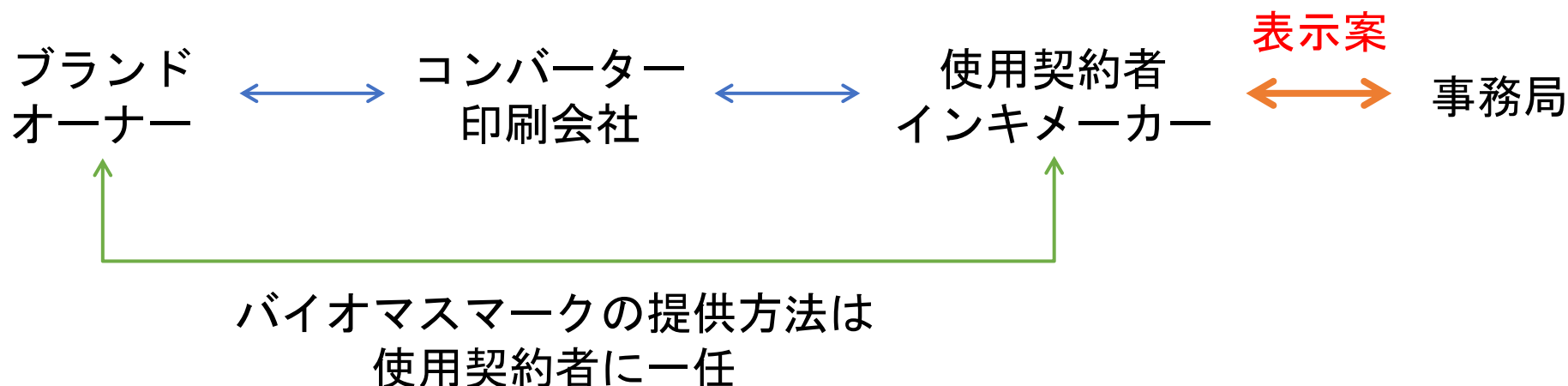
- ・ 事務局ではバイオマスマークの表示案を保管する
- ・ 表示案の事務局からの返信メールの件名に認定番号記載する

7. バイオマスマークの表示と販売品の管理 ～注意例～

包装資材等にバイオマスマーク認定商品のインキが使われる場合、使用契約者であるインキメーカー、印刷会社、コンバーター、ブランドオーナーと複数の事業者がかかわることがある。

使用契約者による管理が必要。

表示案は使用契約者から事務局に提出し、了承を得ること。



7. バイオマスマークの表示と販売品の管理 ～二次利用に必要な手続き～

P29のパターン①の場合

- ・ 使用契約者以外が**認定商品を商品の一部に使用**する場合は事務局の**指示する方法で届け出る**

例： 包装フィルムのインキ
マスクの不織布

[別添2 第3]

＜事務局の指示する方法＞

事務局が使用契約者に対して、 バイオマスマーク使用契約更新時に過去2年間の販売品リストの提出を求める

事務局はバイオマスマークが表示されている商品を把握する

7. バイオマスマークの表示と販売品の管理 ～二次利用に必要な手続き～

P29のパターン②の場合

- ・ 認定商品 **そのもの** を使った O E M 品の販売者、販売名、型式・品番を **使用契約者が申請する** [別添 2 第 3 1]
 - 認定申請時 様式 1 に記載
 - 認定申請後 様式 4 にて追加する O E M 品の情報を記載
 - ・ 樹脂や原反を使った成形品（加工品）への表示可能
 - 樹脂や原反の二次利用によって、認定商品の安全性に変更が生じる際は **使用契約者が変更申請** を行う
- [別添 1 - 1 申請商品が適合すべき法令]

様式 1（改定案）

O E M 供給 する販売品 の情報	申請事業者以外が申請商品を販売する ■ 予定あり □ 予定なし □ 未定	
	販売者・ 販売名	JORA 通販株式会社 弁当箱 A
	型式・品番	A-200-15

様式 4（改定案）

内 容	☐ 認定商品名の変更
	☐ 販売名、型式、品番の変更・追加（使用契約者）
	☒ 販売者・販売名、型式、品番の変更・追加（O E M 供給）
	☐ その他 (詳細)

7. バイオマスマークの表示と販売品の管理 ～二次利用をする者の手続きの流れ～

使用契約者からバイオマスマーク使用承諾を受ける



使用契約者からバイオマスマークの供与



使用契約者を通して表示案を事務局へ提出



事務局での表示案の確認・了承・連絡



使用契約者が使用契約者から提供された者に事務局の了承を連絡



認定商品へ表示

8. バイオマスマーク認定商品の併用

バイオマスマークの併用の運用継続

- ・ 同一の使用契約者 かつ 同一のバイオマス度の場合 → 運用継続（申請不要）

バイオマスマークの併用は順次終了、更新のみ受け付け

- ・ 同一の使用契約者で異なるバイオマス度の場合 → 更新可能（手続必要）
- ・ 異なる使用契約者 → 更新可能（手続必要）

[別添3]

更新可能な方法も、
バイオマスマークを表示している商品の販売が終了次第、
バイオマスマークの更新も終了

9. バイオマスマークの表示ガイド改定

- ・ バイオマスマークが表示できるのは申請書類に記載された範囲に限る
[別添2第2 2、バイオマスマーク表示ガイド2.]
- ・ 認定商品が商品の一部の場合の使用部位の書き方の整理
- ・ 複数の認定商品を使用した場合の表示の整理
- ・ 使用部位の表記方法の整理
- ・ バイオマスマークとともに記載する説明文の整理
- ・ 普及啓発用バイオマスマークについて
- ・ 海外での使用について

9. バイオマスマークの表示ガイド改定 ～総論～

[バイオマスマーク表示ガイド4. 5.]

バイオマスマークの原版

- ・ 色：緑色（C95% M35% Y100% K25%）
- ・ 原版のイラストレータ上での文字情報の設定
バイオマス → MS Pゴシック、36pt
使用部位：〇〇〇〇 → MS Pゴシック、36pt
No. 000000 → Arial Regular、37pt



使用部位の書き方

- ・ 「使用部位：〇〇〇〇」を「バイオマス」と「認定番号」の間に入れる
- ・ バイオマスマークの近傍に説明文を記載する

認定商品本体へ直接表示する場合

- ・ 使用部位の表示を省略可とする。
例：食品トレイの刻印
レジ袋への表示



9. バイオマスマークの表示ガイド改定 ～総論～

[バイオマスマーク表示ガイド5.2]

縮尺・配置・大きさ

- ・ 原版通りの縦横比を維持して拡大縮小可能
- ・ 文字情報のサイズは表示する素材で異なるため
数値は設定していない
(包装フィルム、看板、成形品の刻印など)
- ・ 印刷スペースの都合などでロゴ部分の縮小は可能、文字情報は視認できるサイズとする



←
使用部位



<参考情報>

容器包装の識別表示では役割名が、JIS（日本工業規格）Z 8305に規定する6ポイントの活字以上



9. バイオマスマークの表示ガイド改定 ～使用部位の書き方の整理 例：インキ～

[バイオマスマーク表示ガイド6.1]

1. 使用しているインキすべてが1つのバイオマスマーク認定商品の場合
例 使用部位：インキ
使用部位：印刷インキ
2. 特定のインキ（例：赤、黄）のみがバイオマスマーク認定商品の場合
（単色を層にして印刷する場合）
例 使用部位：インキ（赤、黄）
使用部位：赤・黄インキ
使用部位：インキの一部
3. 認定商品のインキとそれ以外のインキで調色した場合
バイオマスマークの表示不可

9. バイオマスマークの表示ガイド改定 ～複数の認定商品を使用した場合の表示の整理～

[バイオマスマーク表示ガイド6.1]

5. 複数の認定商品で構成されている場合（例：インキとフィルム）

①使用契約者が同じ、かつバイオマス度が同じ

バイオマスマークの統合可

使用部位と認定番号が一致できるように表示する

②使用契約者が同じでバイオマス度が異なる

③使用契約者が異なる

バイオマスマークは別々に表示

（いずれか1つのバイオマスマークの表示でも可）



①の例

認定商品を明確にするため、
認定番号と使用部位を
スラッシュで分ける、
など1対1で紐づける



②、③の例

9. バイオマスマークの表示ガイド改定 ～複数の認定商品を使用した場合の表示の整理～

[バイオマスマーク表示ガイド6.1]

6. 複数の認定商品のインキで印刷する場合 ←

全てのバイオマスマークを表示する場合

使用部位：インキの**一部**

使用部位：インキ（**〇〇色**）

いずれかのバイオマスマークを表示する場合

インキの**使用量が多い** または
インキの**使用面積が大きい**ほうを選ぶ ←

バイオマス度の高いほうを表示する

使用部位：インキ（**〇〇色**）

使用部位：インキの一部 の表記は×

全てバイオマスマーク認定商品のインキでも認定番号が異なるので

「使用部位：インキ」はNG

どちらでも選択可はNG
バイオマス度が低いほうを選択しても

「使用部位：インキ」はNG

商品の特定の側面で商品全体の環境主張と捉えられないように
認定番号と使用部位を一致させる

9. バイオマスマークの表示ガイド改定 ～バイオマスマークとともに記載する説明文の整理～

バイオマスマークとともに記載する説明文は以下を満たしたものであること

- ・ 説明文は、根拠に基づく正確な情報に基づくものであること
- ・ 優良誤認とみなされるような誇大な表現でないこと
- ・ 消費者へ誤解を与えないこと
- ・ 表現内容を検証可能であること
- ・ あいまいな表現や抽象的な表現でないこと

<注意が必要な表現>

CO₂排出削減…ライフサイクルを考慮した評価が必要

業界初、業界No. 1…客観的根拠が必要

地球にやさしい、環境にやさしい…あいまいな表現

品質や安全性が基準に適合している商品

…バイオマスマークで品質、安全性を審査しているわけではない

9. バイオマスマークの表示ガイド改定 ～普及啓発用～

広報用バイオマスマークを普及啓発用バイオマスマークに名称を変更
利用方法

- ・ 他の環境ラベルと並べてバイオマスマークを紹介
- ・ 教材への掲載
- ・ 環境イベントでの使用

認定商品と結びつく使用はN G

9. バイオマスマークの表示ガイド改定 ～海外～

- ・ バイオマスマークは国内流通品が対象
- ・ 海外専用品へのバイオマスマークの表示はN G
- ・ 海外での使用には、事業者で各国の規制を確認

スケジュール

2025年11月28日（金） 諸規程改定 説明会（東京）

2025年12月 3日（水） 諸規程改定 説明会（大阪）

2025年11月10日～12月12日（金）

意見募集

2025年12月5日 説明会動画配信予定

2026年1月中 意見募集の回答を当協会のホームページに掲載予定

2026年4月 公表

2026年6月 開始

ご意見提出方法及び意見募集締め切り日

ご意見募集期間：11月10日（月）～12月12日（金）

諸規程案 <https://www.jora.jp/biomassmark/info/>

ご意見はURLまたはQRコードから意見募集フォーム（Googleフォーム）に
接続してご提出ください。

<https://forms.gle/EyatQCsTv8TLauno8>



意見募集の回答は2026年1月中に当協会のホームページに掲載予定。

ご意見に対して、個別の回答は致しかねますのでご了承のほどお願いいたします。

ご清聴 ありがとうございました。

一般社団法人日本有機資源協会 バイオマスマーク事業事務局

〒104-0033

東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館301

TEL : 03-3297-5618 FAX : 03-3297-5619

マーク全般のお問い合わせ	: mark@jora.jp
申請書に関するお問い合わせ	: mark-apply@jora.jp
デザイン・マーク表示のお問い合わせ	: mark-design@jora.jp
契約、入金のお問い合わせ	: mark-license@jora.jp
ホームページのお問い合わせ	: mark-web@jora.jp